

「不登校児童生徒の学習支援とフリースクール等との連携事業委託」の企画提案検討にかかる質問

| | |
|------|---|
| 質問 1 | <p>不登校児童生徒の学習支援とフリースクール等との連携事業委託仕様書 P1、7(3)の「②(ア) 教育相談を行うための専門的な知識を備えた公認心理師等の資格を有する者(令和6年3月末までに資格取得見込みの者を含む)。」について</p> <p>公認心理士以外に心理的専門性があると判断できる有資格者であれば対象となりますでしょうか。</p> |
| 回答 1 | <p>公認心理師、臨床心理士が望ましいですが、それ以外に所有している心理的専門性があると判断できる資格及び、児童生徒を対象に相談業務に従事した期間を「様式2号 提案者に関する調書」に記載していただきたく存じます。</p> |
| 質問 2 | <p>本事業を受託した場合についても市外の児童の受け入れは可能でしょうか。</p> |
| 回答 2 | <p>児童生徒の受け入れに関しましては、不登校児童生徒の学習支援とフリースクール等との連携事業委託仕様書 P1、7(2)の要件(「前年度までに千葉市立小中特別支援学校、中等教育学校(前期課程)に在籍する児童生徒を受け入れ、出席扱いとされた実績があり、令和6年4月当初も5名以上の受入が見込まれること。))を満たしていれば、本事業を受託した場合でも、市外の児童生徒の受け入れをすることは可能です。</p> |